

付録-8 点検表記録様式（ジェット,大型カーゴ）
等定期点検要領（国交省 道路局）
記入要領

目 次

- 1 点検表記録様式（シエッド,大型カルバート等定期点検要領（国交省 道路局））の
記入要領 1
- 2 点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則 3
- 3 点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について 7

1 点検表記録様式（シェッド,大型カルバート等定期点検要領（国交省 道路局））の記入要領¹⁾

(1)点検表記録様式の概要

別紙3 点検表記録様式 (2)大型カルバート
施設名・所在地・管理者名等

本市が国交省へ提出した「点検計画表」の諸元に合わせる

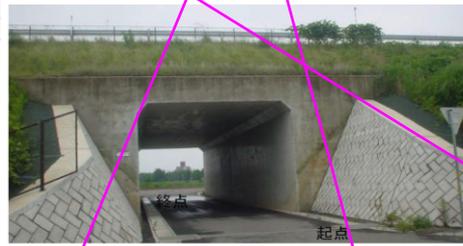
様式1(その1)

施設名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度	43° 56' 12" 141° 21' 31"
〇〇カルバート (フリガナ)マルマルカルバート	国道〇号	〇〇県△△市〇〇町			
管理者名	点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
〇〇県△△土木事務所	2014.〇.〇	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)		点検者	(株)〇〇コンサルタント	点検責任者	△△ 〇〇
点検時に記録		措置後に記録			
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類
カルバート本体	III	ひびわれ	写真1	II	ひびわれ
継手	III	継手の機能障害	写真2	I	
ウイング	I				
その他	I				

施設毎の健全性の診断(対策区分I~IV)		措置後に記録	
点検時に記録	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
III	幅の広いひびわれがカルバート延長方向に続いており対策が必要 継手のずれた部分から裏込め土の流入が見られ対策が必要	II	2016.〇.〇

全景写真(起点側, 終点側を記載すること)		
建設年次	延長	幅員
2000	28	10.5



部材単位の判定区分のうち、最悪値の部位部材を代表して施設全体の判定区分とする

記載不要(II以上の判定となった場合、当該5カ年の間に何らかの補修が必要)

当局が開催する、E判定会議にて決定した損傷判定より
国点検要領へ読替
⇒同一損傷で他所に及び場合は最悪値を記入

※建設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

16

様式(その2)

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がII, III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

カルバート本体(側壁)【判定区分: III】	写真1	写真2	継手(遊間部)【判定区分: III】
ウイング【判定区分: I】	導流部 A-①-RWa2	導流部 C-③-LWa1	その他【判定区分: I】

写真番号は、国調書の番号と本市調書の番号を併記すること
【例 写真1 (A-①-48)】

部材番号について、本市調書により
・位置記号(導流部Aなど)
・部材記号(RWa2など)
などに分類されている場合、それらの情報を記載すること
【例 導流部 A-①-SL】

II・III・IV判定の根拠となった写真を添付する
(I判定は写真必要なし)

(2)点検表記録様式1（その1）の記入要領

①施設名・所在地・管理者名等

- ・本市が国交省へ提出した「点検計画表」に合わせ、各項目を記入する。

②部材単位の診断

- ・判定区分は、当局が開催するE判定会議にて決定した部材毎の損傷判定を、表-1より国点検要領の判定区分に読替え、Ⅰ～Ⅳを記入する。多所に及び場合は、最悪値を記入すること。
- ・変状の種類は、判定区分Ⅱ以上の場合に該当する変状を記載する。同一の判定区分で複数の変状がある場合は、代表的な損傷を記載する。
- ・備考欄に記載する写真番号は、本調書の写真番号と本市調書の写真番号を併記すること。

また、部材番号は、本市調書により位置記号（側壁 Wa など）、部材記号（CL 洞道 など）に分類されている場合、それらの情報を記載すること。【例】側壁 1-CULWa-2

表-1 判定区分の読替え要領

国土交通省定期点検要領 健全性診断の判定区分		本市要領 損傷対策区分
Ⅰ	（健全） 構造物の機能に支障が生じていない状態	a～c
Ⅱ	（予防保全段階） 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	d iii、e iii m
Ⅲ	（早期措置段階） 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	d ii、e ii
Ⅳ	（緊急措置段階） 構造物に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき段階	e i

③施設毎の健全性の診断

- ・部材単位の判定区分のうち、最悪値の部位部材を代表して施設毎の判定区分とし、当該変状に対する所見等を記入する。

④全景写真

- ・本市が国交省へ提出した「点検計画表」に合わせ、架設年次・延長・幅員を記入し、全景写真を添付する。

(3)点検表記録様式（その2）の記入要領

- ・部材単位の判定区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの根拠となった写真を添付する。
- ・写真番号及び部材番号は、上記(2)②に準じて記入すること。

2 点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則²⁾

(1)はじめに

定期点検結果のとりまとめを行うにあたり、点検表記録様式に記載されたデータと本市が国交省へ提出した「点検計画表」との関連付けを行ったうえで、整理・蓄積するために、点検表記録様式のファイルのファイル名・シート名の命名規則を定める。

点検表記録様式の提出にあたっては、本命名規則に沿って作成すること。

(2)適用

- 本命名規則では、定期点検結果の報告に使用する国交省HP*1で公開中の「定期点検要領（技術的助言）点検表記録表様式」のExcelファイルを対象に、ファイル名・シート名を定める。
*1：http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html#tenken_b
- 1施設1つの点検表記録様式（Excelファイル）を基本とする。1施設で複数の点検表記録様式（Excelファイル）への記載となる場合も本命名規則に従うこと。



図-1 本命名規則で対象とする点検表記録様式

(3)点検表記録様式のファイル形式

- 点検表記録様式のファイル形式はExcelブック形式（.xlsx）とする。
- 点検表記録様式（Excelファイル）内のセルについて、セルの挿入・削除・結合・分割は行わないこと。

(4)点検表記録様式のシート数の上限

- 1つのExcelファイルのシート数は、最大20シートまでを上限とする。
- 21シート以上となる場合は、後記(6)③に従ってファイル数を増やすこと。

1つのExcelファイルでは、最大20シートまで

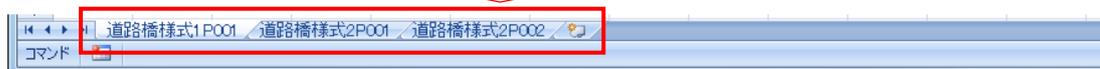


図-2 シート数の上限（最大20シートまで）

(5)点検表記録様式のファイル名の命名規則

- ” 路線名 ” + ” 施設名 ” のファイル名とし、路線名と施設名の間は ” _ ”（半角アンダーバー）1文字で区切り、1施設1つの点検表記録様式（Excelファイル）を基本とすること。
- 本市が国交省へ提出した「点検計画表」と点検表記録様式の関連付けを行うため、路線名と施設名は、本市が国交省へ提出した「点検計画表」、点検表記録様式に記載した路線名と施設名に一致させること。
- 1施設で複数Excelファイルとなる場合は、後記(6)③に従ってファイル数を増やすこと。

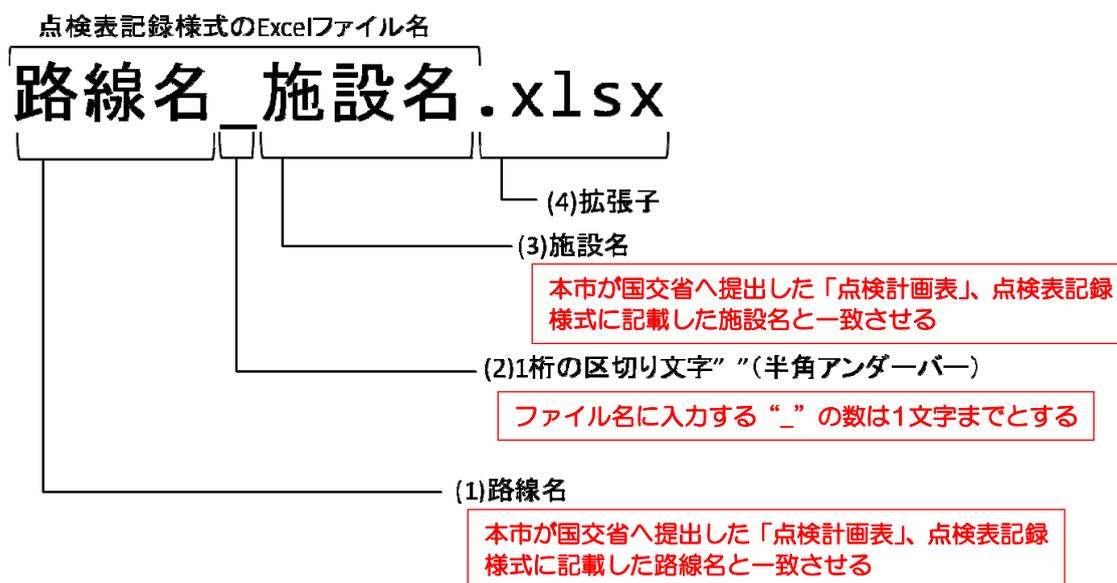


図-3 Excelファイル名の命名規則

(6)ファイル名の命名例

① 1施設1Excelファイルの場合

- 例 路線名：太郎・次郎線、橋梁名（施設名）：三郎橋

太郎・次郎線_三郎橋.xlsx

路線名 施設名

図-4 1施設で1Excelファイルの場合のファイル名の命名例

(7)点検表記録様式のシート名の命名規則

- ” 道路橋 ” + ” 様式番号 ” + ” ページ番号 ” のシート名とすること。
- 様式番号に用いる数字は半角とすること。
- ページ番号は、半角4桁で” P ” +3桁の数字とし、P001からの連番とすること。
- 1Excelファイル内で21シート以上となる場合は、1Excelファイルあたり20シートを上限に、前記(6)③に従ってファイル数を増やすこと。
- 点検表記録様式の様式名とシート名との対比は以下のとおり。

表-2 様式名と提出時のシート名の対比

国交省 HP で公開中の Excel ファイル		提出時のシート名
様式名	シート名	
様式 1 (その 1)	表紙	道路橋様式 1P001
様式 (その 2)	2 枚目	道路橋様式 2P001～道路橋様式 2P999

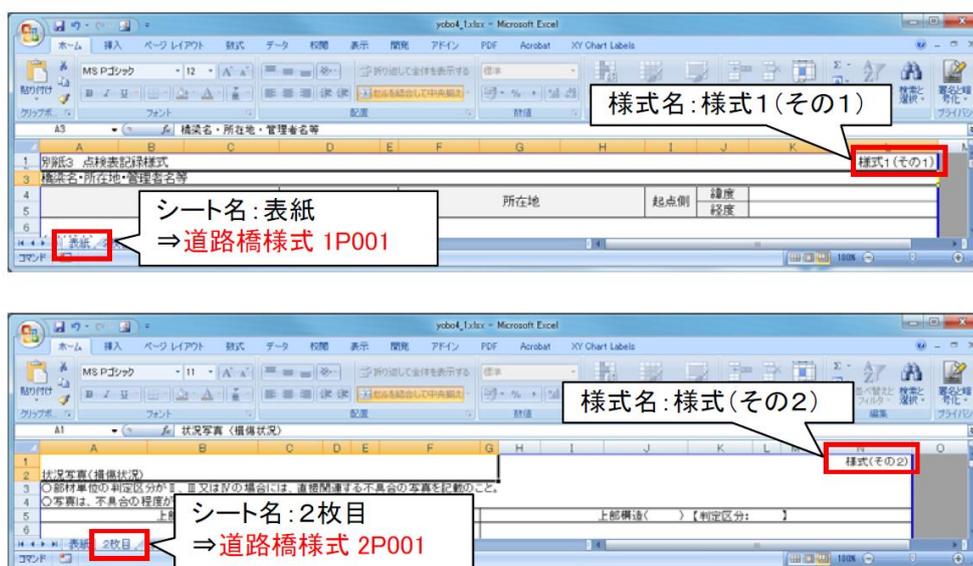


図-7 様式名と提出時のシート名の対比



図-8 提出時のシート名例

